

2021 年度『街の灯』支援事業(特別枠)  
「コロナ禍を乗り越えるための支援」  
募集要項

新型コロナウィルス感染症（以下、COVID-19）は、発生が確認されてから1年以上が経過した現在も、世界各地で変異株の出現が相次ぐなど、さらなる感染拡大が続いている。日本の国際協力NGOは、活動地域での感染対策を講じつつ、COVID-19で以前にも増して困難を抱える人たちへの支援や、顕在化する経済的格差の解消をめざす取り組み、COVID-19のワクチンへのアクセスに著しい不平等が生じていることへの是正を求める運動など、コロナ禍を乗り越えるための様々な活動に力を入れています。

アーユス仏教国際協力ネットワーク（以下、アーユス）は、2020年度より『街の灯』支援事業を開始しました。この事業は、アーユス創設者である故茂田眞澄初代理事長が生前に常々口にしていた「光のあたらないところに光を」を理念として、日本の国内外で「光があたらない」活動に取り組むNGO/NPOに協力することを目的としています。

本支援事業は、通常3年間を上限とする継続的な支援を実施するのですが、前年度に引き続き、特にCOVID-19で浮き彫りになった課題で光が当たっていない部分に光を当て、それによって生じている格差や不平等が是正されることを願い、『街の灯』支援事業の特別枠として「コロナ禍を乗り越えるための支援」を行います。

COVID-19が終息するまで困難な状況の長期化が予想されますが、この支援が国際協力NGOの活動を支える一助になればと願っています。奮ってご活用をご検討いただければ幸いです。

- 支援件数：3件
- 支援金額：1件につき50万円を上限とします（但し、審査の結果、申請額から減額して支給する場合があります）。
- 対象期間：2021年4月から2022年3月までの1年間
- 対象事業：COVID-19の感染拡大による困難な状況を乗り越えるための活動で、特にCOVID-19で浮き彫りになった課題で光が当たっていない部分に光を当てていくための下記のいずれかに該当する事業や案件が対象になります。
  - ①困難な状況に直面している人たちへの支援活動
  - ②資金調達が困難になるなど、活動の継続が厳しくなっている国内外の事業
  - ③顕在化した課題への対応が求められている活動
  - ④危機的な状況を乗り越えるための新規事業に係るもの
- 対象経費：特に指定はありません（事業費・人件費・管理費（全体の15%までが目安）等に自由に使えますが、申請した事業のみに充てることを条件とします）。
- 対象団体：原則として、過去にアーユスから何かしらの支援を受けたことがある国際協力NGO。なお、2020年度に本支援を受けた団体も申請することができます。
- 申請期間：2021年4月5日（月）から5月10日（月）18時まで（必着）
- 申請方法：所定の支援申請書に記載の上、アーユス事務所まで電子メールに添付して締切日時までにご応募ください。1団体につき1事業のみ申請を受け付けます。  
申請内容をみて、必要に応じて事前に電話等でヒアリングを行うことがあります。
- 選考方法：2021年5月19日に開催する当会の選考委員会（理事会）で支援先を決定します。
- 選考基準：下記の項目に該当すると思われる事業を優先的に採択します。
  - ・光が当たっていない背景／状況からアーユスとして支援を行う必要があると判断される事業
    - ・アーユスが支援することで光が当たっていない状況を少しでも変えられる、あるいは持続可能な環境づくりや発展性が期待できると判断される事業
    - ・アーユス以外の助成団体等から資金が得られにくいと判断される事業
- 結果通知：支援先を決定後、速やかに申請団体宛に通知文書を送付します（選考結果に関わる

理由等の問い合わせには応じられません)。

■支援金支払：支援が決定した団体に対し、速やかに指定された郵便振替もしくは銀行口座に一括で振り込みます。

■完了報告書：支援事業の終了後、1ヶ月以内に完了報告書を提出いただきます。

■問い合わせ・応募先：

特定非営利活動法人 アユス仏教国際協力ネットワーク「街の灯支援事業」係

TEL：03-3820-5831 FAX：03-3820-5832 E-mail：tokyo@ngo-ayus.jp